鳥取市会計年度任用職員採用試験受験案内（令和9年度採用分）

令和８年１１月２４日
鳥　　取　　市

鳥取市総務部職員課人事係（市役所本庁舎６階）
〔住所〕〒680-8571　鳥取市幸町 71 番地
〔電話〕0857-30-8116
〔鳥取市公式ｳｪﾌﾞｻｲﾄ〕https://www.city.tottori.lg.jp/

１．採用を予定している職種、勤務条件等

各種条件		内　容
職種、採用予定者数、報酬額、勤務時間、応募条件等		**【別表】を参照してください。**（別表は本受験案内にはさみ込んであります。） ※報酬額は「見込額」です。今後給与改定等があった場合はそれによります。 なお、採用前の職歴によっては加算される場合があります。
全職種共通事項	任用期間	**「 令和９年４月１日以降の採用日から令和１０年３月３１日まで（予定） 」** 従事する職(業務)が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績及び業務・予算措置の状況等に応じて、翌年度に再度任用される場合があります。ただし、採用日から５年を経過する年度末までが再度任用の限度となります。（令和９年４月１日採用の場合、最長で令和１４年３月３１日まで）
	費用弁償（通勤費）	通勤距離が片道２ｋｍ以上の場合に距離数に応じて通勤費を支給します。 また、各種公共交通機関を利用する場合は、定期又は回数券利用に係る費用を支給します。 （自動車等利用者は 38,700 円、公共交通機関等利用者は 150,000 円を上限とします。）
	社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償が適用されます。
	休暇制度	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等を設けています。（有給・無給の休暇があります。）
	服　　務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。

※ 上記（別表含む）は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

２．受験資格

各職種応募条件を満たしている人でも、次の（１）、（２）のいずれかに該当する場合は受験できません。また、【別表】鳥取市会計年度任用職員採用試験受験案内（令和９年度採用分）において、こども性暴力防止法の対象となる業務に従事する職種として示した職種については、（３）に該当する人は受験できません。

（１）地方公務員法第１６条の規定により次のいずれかに該当する人

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）日本国籍を有していない人で、就労に制限のない在留の資格を取得していない人

（３）令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に規定する特定性犯罪事実該当者である者。

３．申込受付期間

令和８年１１月２４日（火）～ 令和８年１２月２２日（火）

原則、電子申請のみで受付を行います。やむをえない事情により、電子申請による申込みができない場合

は、郵送で申込をしてください。

≪電子申請（インターネット）≫

令和８年１１月２４日（火）１２時から令和８年１２月２２日（火）２４時まで、いつでも受け付けています。

≪郵便又は信書便≫

令和８年１２月２２日（火）までの必着に限り受け付けます。

４．受験申込手続

（１） 電子申請による申込みの場合

鳥取市役所職員採用サイト（https://www.city.tottori.lg.jp/site/saiyo/）トップページ「採用試験情報」から「今年度の職員採用試験」→「鳥取市会計年度任用職員採用試験受験案内（令和９年度採用分）」を開き、専用の入力フォーム「とっとり電子申請サービス」に必要事項を入力し、送信してください。送信後、「申込完了通知メール（自動送信メール）」が届きます。その中に記載されている「整理番号」と「パスワード」は、必ず保管しておいてください。「申込完了通知メール」が届いてから４日が経過しても受付完了をお知らせする「受理通知メール」又は内容の不備をお知らせする「返却通知メール」が届かない場合は、**鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。**申込期限の直前は、サーバが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

（注１）受験申込みできるのは１人１職種のみです。同一職種に複数回申込み（送信）をしたり、郵便等による申込みと併用しないでください。

（注２）ご使用の機器や環境によっては、申込みできない場合があります。

（２）郵便又は信書便

提出書類……所定の受験申込書　１部

受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

申 込 先……〒680-8571　鳥取市幸町 71 番地　　鳥取市総務部職員課人事係

封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

（３）注意事項

・受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。

・申込には顔写真（申込日前３か月以内に撮影したカラー、無帽、背景なし、縦横比が概ね４：３のもの）が必須となります。**電子申請による申込みの場合、顔写真データをあらかじめご準備のうえ申込みしてください。郵便による申込の場合は、裏面に氏名を記入し受験申込書に貼り付けてください。**

・**受験申込書への資格証明書等の添付は不要です。**

・**身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。**

５．試験科目

人物試験の得点の高い順に合格者を決定します。

なお、試験には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、合格者無しとする場合があります。

試 験 科 目	内　　容
人物試験	個別面接による人物についての口述試験

６．試験から合格発表までの日程

受付期間（１２月２２日（火）まで。）終了後、**全ての受験者へ受験票をお送りします。**この受験票には、試験日時や受験番号等、人物試験の詳細について記載していますので、受験票がお手元に届きましたら内容をご確認ください。**（令和９年１月８日（金）までに届かなければ必ずご連絡ください。）**

区　分	日にち等
人物試験	日にち：令和９年１月１６日（土）～１月１７日（日）（予定） 会　場：鳥取市役所本庁舎（鳥取市幸町７１番地） 日時等は職種によって異なります。**試験の時間帯等の詳細については、別途お送りする受験票によりご確認ください。**（応募状況により日時等が変更となる場合があります。）
合格発表 （採用候補者名簿登録者）	令和９年１月下旬（予定） 合格者の受験番号を「市役所本庁舎６階掲示板」及び「鳥取市公式ウェブサイト」に掲載するとともに、合格者に対してのみ結果を通知します。

※ 上記内容は、地震、台風などの災害等により、やむを得ず変更する場合があります。選考実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、鳥取市公式ウェブサイトでお知らせしますので試験前日まで日々ご確認ください。（選考日程の変更により生じた交通費・宿泊費等に係る損害については一切負担しませんので予めご了承ください。）

７．採用について

合格者は、採用候補者名簿に登載され、最終的な採用者は、この採用候補者名簿の上位登録者から順番に電話で意向を確認し、了承を得た時点で決定します。（連絡が取れない場合は採用されないことがあります。）

また、採用候補者名簿登録期間は、**合格発表の日から令和９年９月３０日まで**とします。この期間中に、令和９年４月１日採用者等の辞退や退職などにより欠員が生じた場合は、改めて、次の登録者に意向確認を行う場合がありますのでご承知ください。なお、予算編成又はその他の状況により、採用者候補者名簿に登載された場合であっても、採用されない場合があります。

受験資格がないことや提出書類に虚偽等が判明した場合は、合格を取り消します。

また、地方公務員法の規定に基づき、**採用はすべて条件付とし、採用後１か月の勤務成績が良好であった場合、会計年度任用職員に正式採用します。**

８．試験に関する注意事項

（１）人物試験当日は、必ず受付時間内に受験票を受付に提示し、係員の指示に従ってください。
原則として、**遅刻者は受験できません。**

（２）人物試験は受験職種等によって受付日時が異なります。 受験票に記載している受付日時を間違えないようご注意ください。

９．試験結果の開示について

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明証のいずれか一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、代理等による請求では開示できません。**

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点、順位	試験の合格発表の日から １か月間	総務部職員課 （市本庁舎６階）

１０．備考

（１）本試験に関して収集した個人情報については、採用手続き以外には使用しません。

（２）申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（３）受験申込書へは記入漏れのないようご注意ください。**申込書受理後の記載内容の変更等は原則認めません。**

（４）職種ごとに、応募者が無い場合や、試験の結果合格者が無い場合、又は採用計画の変更等により採用候補者名簿登録者が不足する場合は、公共職業安定所を通じて随時募集（求人公開）を行う予定です。

１１．その他（こども性暴力防止法に関する事項）

・【別表】鳥取市会計年度任用職員採用試験受験案内（令和９年度採用分）において、こども性暴力防止法の対象となる業務に従事する職種として示した職種については、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、こども性暴力防止法に係る誓約書により確認を行います。

・採用選考過程で提出を求めるこども性暴力防止法に係る誓約書の提出がない場合、応募資格を満たしていないものとして取り扱います。

・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。

・採用後、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合、重要な経歴の詐称等を理由とした懲戒処分等を行うことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙（参照条文）をご参照ください。

【試験会場案内図】



鳥取駅より徒歩約５分